

ひとり親のための ライフスキル サポートブック

ハピママメーカー プロジェクト

ハピママ通信

キャバクラ・風俗等のナイトワークで働く方の為の情報誌

2023年3月

夜職 ライフ

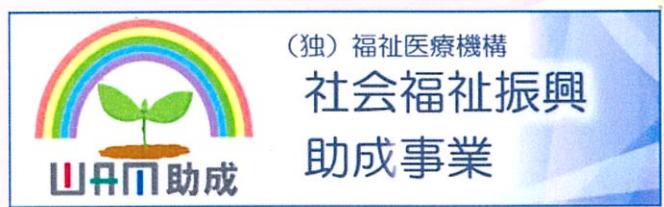
ハック

こんな時どうする?
盗撮/養育費/性感染症etc

時短料理 / 離乳食

ハピママメーカー
プロジェクトって
なに?

発行：ハピママメーカープロジェクト
第1期 ピアソーター



もくじ



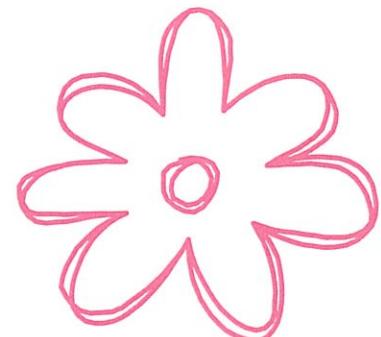
1.ハピママメーカープロジェクトってなに? p2~4

2.「忙しい、時間ない、料理苦手 そんなママも大丈夫」
簡単レシピ&離乳食 p 5~6

3.我が家のちょこっと節約術★～ミニ家庭菜園～ p 7

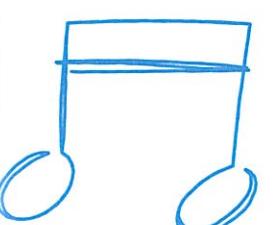
4.教育費 将来に向けての資金準備
～いくら必要?誰に相談すればいいの? p 8~12

5.保健センターを利用してますか? p 13~14



6.夜業界と盗撮について p 15~17

7.養育費
～子どものために、ちゃんと払ってもらうには?～ p 18~31



8.ちゃんと知って対策!性感染症 p 32~41



9.性産業で働いても不幸にならない生き方作り p 42~51

10.あなたは何故行政書士に? p 51~59

11.生活にお困りの時のサポート案内 p 60

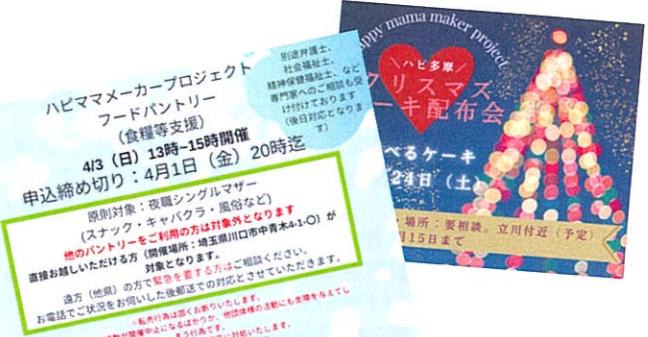
12.夜職フレンドリー団体 p 61~62



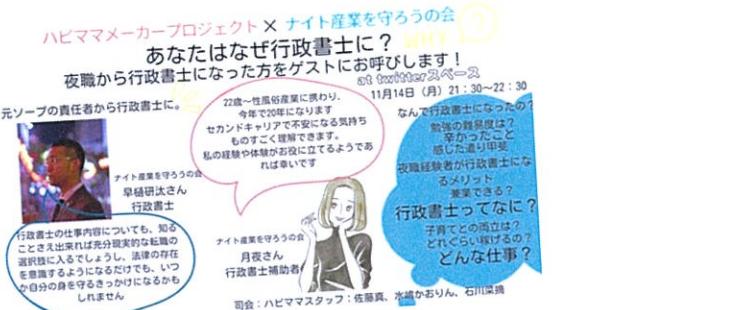
各種勉強会・情報発信や 交流活動



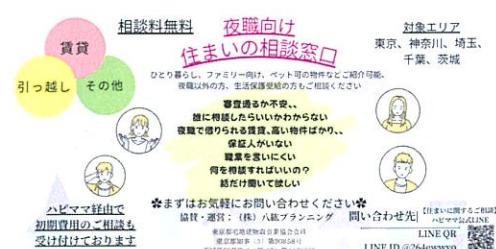
食支援・各種相談受付



無料行政書士講座



住まいの相談



ご支援いただいている専門職の方々 (敬称略)

渡邊未来子
弁護士
ロイヤーコーチング法律事務所

過去に家庭法律相談センター相談員や、
東京国税不服審判所任期付公務員
として従事
2015年チャイルドカウンセラー、
家族療法カウンセラー資格取得、
2016年保育士資格取得

佐藤真
行政書士
風営専門の特定行政書士
(佐藤 & 早瀬 行政書士風営法務
共同事務所)、
福岡県行政書士会広報部副部長、福岡県暴力
放逐推進センター賛助会員

飲み屋、性風俗等で長年従事し、現在はそ
の経験を活かして風俗営業専門の行政書士
として、風俗事業者や従事者(キャストや内
勤スタッフ)の方々に寄り添った身近な相談
者として日々精進しております。
また、プロカメラマンとして店内の写真撮影、
キャストさん等の宣材写真の撮影を行
っております

関屋光泰
《精神保健福祉士、社会福祉士》
東洋大学
ライフデザイン学部生活支援学科助教
国立武蔵野学院
附属児童自立支援専門員養成所講師

生活保護受給中の精神障害者のグループ
ワークと食支援、アルコール・
薬物・ギャンブル依存症者の回復支援、
相談と訪問等に取り組む。
ほか、緊急一時保護施設における
相談等を実践。

～助成金～
本活動は、活動費の一部に助成金を利用しております。
◆令和2年度（2020年度）
公益財団法人さわやか福祉財團 地域助け合い基金
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 子ども食堂応援基金
一般財団法人コープみらい社会活動財團 コロナ負けくな！コープみらい市民活動助成
◆令和3年度（2021年度）
独立行政法人福祉医療機構 子供の未来応援基金
公益財団法人キユーピーみらいまご財團 助成金
医療生協さいたま生活協同組合 社会貢献に係る助成金
◆令和4年度（2022年度）
公益財团法人キユーピーみらいまご財團 2022年度助成プログラムB
一般財団法人コープみらい社会活動財團 くらしと地域づくり助成
独立行政法人福祉医療機構助成金 令和3年度（補正予算）

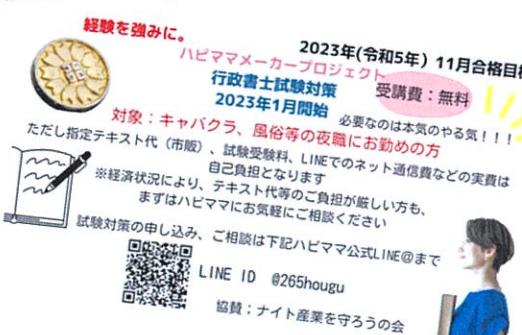
「忙しい、時間ない、料理苦手 そんなママも大丈夫」 簡単レシピ＆離乳食



はじめまして。管理栄養士の佐藤といいます。今は企業に勤めていますが、以前は保健センターで離乳食や幼児食などの指導にも携わっていました。わたしもシングルマザーで二人の男の子のお母さんです。もう中学生、高校生なので「食べてくれない」「遊び食べが激しくて時間がかかる」「仕事に間に合わない」という時期はとっくに過ぎて食べる量が尋常ではないという悩みがありますが、小さなお子様を育てながらの家事仕事、本当に大変ですよね。お疲れ様です。今日は手抜きOKずぼらOKなメニューもご紹介♪肩の力を抜いて頂けたらな～と思います。



子どもが食べてくれない (T_T)



結論から言ってしまうと腹が減ればいつか食べる！
食べないから心配でお菓子をあげてしまうと、次のご飯のときにお腹いっぱいでの食べません。水分さえ摂っていれば1食くらい抜いても大丈夫、お腹がすけば本能で食べてくれます。そのために昼間は公園などで体いっぱい遊びましょう。

ただし、あまりにも長く食欲がわかない時は病気にかかっているかもしれません。

小児科か地域の保健センターに相談しにいきましょう。保健センターは管理栄養士や保健師、医師が常駐していて無料で誰でも利用可能です。どんどん利用しましょう！



好き嫌い

小さな子ほど、初めての味に不安を覚えやすいです。今はダメでも、1年後、2年後には食べることが出来るようになることもあります。ネギが嫌いなら大根。納豆が嫌いなら豆腐が食べられるようになればいい。神経質になって無理やり食べさせようとすると、いやだった気持ちが強烈に記憶に残ってしまいます。

何をあげたらいいの？

- 栄養のことを難しく考えないで
信号の色[緑→野菜、黄→ごはん、パン、麺など、赤→肉、魚、卵、豆腐など]が揃っていれば大丈夫！
例えば昼に黄しか摂っていないと感じたら夜多めに緑と赤を摂ればいい。一日トータルでバランスが摂れていれば大丈夫です。

アレルギーは？

離乳食の基本はアレルギーがないお粥から。その後、野菜をすりつぶしたもの→白身魚、鳥のささ身などをすりつぶしたもの、卵の黄身、ヨーグルト→卵の白身の順で。卵の白身はアレルギーを起こしやすいので最後です。

少し食べてみて、かゆがったりしたら止めましょう。様子を見ながら少しづつです。

ちなみにお粥をわざわざ鍋で作るなんて大変だし光熱費もかかるので、炊飯器でママの食べるご飯と一緒に作れる方法をお伝えします。

炊飯器に普通にご飯を炊くときに、湯のみ茶碗の中にお米を大さじ1、お水を大さじ10入れて一緒に炊きます。ご飯が出来る頃にはお粥も一緒に仕上がります！便利でしょう？

まだ一口しか食べない時期は、このお粥を氷をつくる器に入れて冷凍しておけば電子レンジでいつでも解凍できます。

【注意】離乳食は食材を混ぜて、おじやのようにしないでください。万が一、アレルギー反応が出た場合、原因が何か分からなくなってしまうからです。



「もやし豚ペイ焼き」

材料：もやし200g、豚こま50g、塩こしょう、卵2個、ソース、マヨネーズ、油

- ①フライパンに油を熱して、豚ともやしを炒める。
塩コショウを軽く振る。
- ② ①をお皿に盛る。
- ③フライパンにまた油を熱して、ときほぐした卵2個を丸く焼く。
弱火～中火でふたをすると良い。
- ④ ②に焼けた卵をのせて、ソースとマヨネーズをかける。
ご飯があれば、節約おかずに！

「シーチキンとナメタケ絶品炊き込みご飯」

材料：米2合、シーチキン缶1缶、なめたけ1瓶

- ①お米2合を炊飯器に入れる
- ②シーチキンとなめたけを汁ごと炊飯器に入れる(混ぜない)
- ③水を炊飯器の2合の印まで入れる(いつもより水少な目になります)
- ④ご飯が炊けたら混ぜます



「包丁いらず、重ね煮肉豆腐」

材料：肉ばら肉200g、木綿豆腐300g(1丁)、砂糖大さじ1、しょうゆ大さじ2、酒大さじ2、みりん大さじ2、和風だしの素 小さじ1、しょうがチューブ1～2cm

- ①火をつける前にフライパンに豆腐を一口大に手でざっくりちぎって入れる。
② ①の上に肉を広げて乗せる。
- ③火をつけて肉の上から砂糖、みりん、酒、しょうゆ、しょうがを回しかける。
最初に混せておいて入れるほうが均等に行き渡ります。
- ④中火で5分ほど煮る。豆腐の水分のみで煮るので豆腐の水切りもいりません
- ⑤好みで刻んだネギやカイワレ、かつおぶしなどまぶしても美味しいですよ♡



我が家ちよこっと節約術★

Sさんの場合

～ミニ家庭菜園～

家庭菜園で節約してます！

お料理の相棒な玉ねぎなど野菜の高騰が家計を直撃し、成長も食欲も真っ盛りの子どもの栄養は偏らせたくないという思いで始めた家庭菜園。

ガーデニングなんてお洒落でもなく、プランター農園といえる立派なものでもない

道具も材料も「安いもの」にだけこだわった【節約栽培】です。



(種から収穫したパプリカ、ピーマンも使用しています)



我が家野菜達(種は100円ショップで2個100円で購入)



オススメの野菜は、ピーマン、シソ、ネギ、ニラ、小松菜、ラディッシュ、カブ、葉大根、みょうが、ほうれん草、にんにく、スプラウト各種、サニーレタス、ミニトマト、春菊など



「何だか難しそう」と思う方は、スプラウト系がおすすめです。

豆苗のように水だけでキッチンの片隅でぐんぐん成長します。
子ども達も成長過程でプチ収穫体験をすることで、野菜への苦手意識も減った様です。
種1袋で4～5回位収穫できますので、スプラウトだけでも500円近く節約になります
節約栽培を始めてから、スーパーで葉物系を買う事が減りましたので、1か月1000円程は節約
になり、食材の高騰している中で助かっています。
今では、親子で楽しめるイベントの1つです。

【必要な教育費】

《学習総額費の比較》

給食を除いた公立と私立の表を比較すると、学校教育費は幼稚園で約3倍、小学校は約14倍、中学校で7.7倍、高校では3.4倍、私立と公立で異なります。

教育費だけ見るともちろん公立が割安ですが、私立は魅力ある教育を提供してくれます。

例えば、

- ・私立幼稚園では「預かり保育がある」
- ・私立中学校では「少人数クラスで手厚いフォローが魅力。塾いらす」
- ・私立高校では「大学入試迄の補修が多くそれは授業料に含まれている(格安で提供される)等となり、一概に公立が一番とは言えません。

《その他の費用》

公立小学校中学校は「学級費」として封筒で集金、若しくは銀行で引き落とされています。例として「図画工作・理科実験の材料」「問題集・テスト問題の購入」があります。この部分は家計の収入によって免除される(就学支援金)ご家庭もある部分です。

事前に知っておきたい場合は『隠れ教育費 公立小中学校でかかるお金を徹底検証』(柳沢靖明著 福島尚子著)いう本も出版されているので参考にしてください。

【教育費の中のオプション】

《学校外活動費～お習い事～》

一番出費がかさみ一番節約できる項目です。

学校外活動は子どもたちにとって素晴らしい経験ができますし、これは子どもたちの未来の精神的な支えや人格形成への手助けになります。時間とお金の余裕があれば是非何か習わせてあげてほしいと思います。

かさむ出費の他「親の時間的負担」(送り迎えなど)も大きいのでよく考えて決めてください。

《学校外活動費～塾・補習～》

塾の費用は多くの場合必要になります。成績が上がらない場合や勉強の仕方を掴めないでいるお子さんには必要です。中学受験を考えている方は早くから通い始めるのが最近の流れの様です。

塾はお金がかかりますが、受験の情報や良問の準備等、保護者だけでは面倒を見切れない部分へのフォローがあります。

長期休みには「補習」もあり、塾を選ぶ時は長期休暇時の補修授業料についてもよく確認してください。

大学受験時には予備校に通うこともありますので「私立＝塾なし」ばかりではありません。

(ここまでまとめ)

選択の3つ目のステップ：進路の方向性(私立・公立の選択)を表「学校教育費」で確認しながら決める。

選択の4つ目のステップ：進路に加え「学校外教育費」(特に習い事)にお金を投資できるか考える。

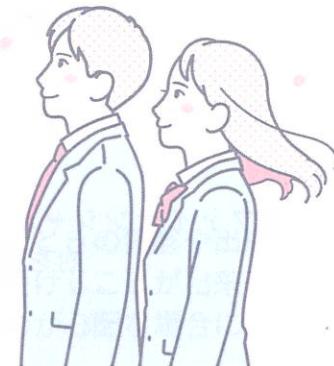
選択の5つ目のステップ：進級進学にあたり補助学習費(塾代)を準備する。



《他に考えられる出費》

◎中学受験・高校受験での出費

- ・学校外部の模試
- ・希望進学先の下見
- ・受験料



◎大学受験の前段階での出費

- ・学校外部の模試(河合塾や駿台予備校)
- ・大学の資料請求時の支払い
- ・共通テスト
- ・各大学の受験料(目安：3万円/1受験)×受験日分
- ・交通費
- ・下見のための費用等(遠方だと交通費と宿泊費)
- ・大学は地方に行く事もあり下宿も考える

2. 準備

1の「選択」でどこまで教育をするかを大体目安を付けたら、それぞれの項目で金額の見通しをたてて計算してみます。

高校までは上記の表で概算を確認できたと思います。単純に上の金額を学年分掛けてそれぞれを足してください。

そして高校卒業(私立中学高校も含め)までの学費は日々の家計費から出すことを前提にしてください。

一番お金がかかるのは「大学・専門学校」に進む段階と私立中学を受ける方は私立中学進学時です。一時的に支払いをする金額が大きいです。これに向けて貯金をしお金を準備していきます。

そして「どの教育費(私立中学入学準備金や大学入学金等)の準備をするか」、「どの金融商品で準備するのか」を考えましょう。

3. 「貯蓄方法」

《お金を貯める時期と方法》

お金を貯める時期は生まれてから義務教育卒業迄が貯金を一番しやすい時期です。できるだけ貯めていくことをお勧めします。

その期間が過ぎてしまった方も今から家計を見直して少しでも「教育費」の貯金枠を作り準備します。短期間ですので一回の貯金額も大きくなります。

金融商品でいうと「積立型」をお勧めします。

(積立貯金・積立NISA・貯蓄性の高い生命保険)等です。

とにかく積み立てます。準備期間が長ければ小額から構いません。

積み立て開始後に金額も金融機関に相談すればすぐに変更できますし、最近ではネットでも変更できます。

目安は高校卒業時迄に400～500万円(私大文系の学費4年分)×人数です。

最低でも初年度納付金(100～200万円)+Aだけは準備が必要でしょう。

それから、「すぐにお金を出せない」場所(金融商品)に預けてください。
でないと何かあると手を付けてしまうからです。

4、「運用」 《運用について》

今の銀行普通預金の金利は0.001%です。普通預金では殆ど利子は望めません。

「お金の運用」は国が推し進めていますので株・債権・投資信託・NISA・養老保険等を上手く使って準備しましょう。

教育費準備の為の資金運用は、個人ではなかなか難しいです。

確実な方法としては

①独立系のファイナンシャルプランナーにアドバイス料（1万～10万）を支払い、運用プランを作ってもらう。

②金融機関に足を運んで個々に話を聞く。
がいい方法かと思います。

独立系ファイナンシャルプランナーだと中立的な立場から色々なアドバイスをしてもらえますし、顧問契約を結ぶとその都度の資産形成などもアドバイスしてもらえます。

ただ、この相談料に納得できるかは人それぞれです。

もう一つの金融機関に足を運ぶ事ですが、人によっては「金融機関に相談に行くのが怖い…」とお思いの方も多いでしょう。

窓口で「今日は契約まではしませんが教育資金について話が聞きたいです」と言えば金融機関は相談に乗ってくれます。そして金融商品が気に入らなければ断ればいいです。

是非金融機関に予約を取って話を聞きに行ってほしいです。

それでも不安な場合は誰か友人などに同行をお願いする方がいいかもしれません。

インターネットで金融商品を検索し始めると「いい金利で運用できるよ」…と言って色々な金融商品を勧める広告がネット上に上がってきます。

金利がいいのはうれしいのですが、金利が高すぎるものも、問題です。

一般的な金利

▶預本金利

・普通預金金利は0.001%

▶貸出金利

・住宅ローンの金利 年1.54～2.99%-最多金利1.54%

(フラット35(買取型)で「融資率9割以下、借入期間21年以上35年以下、新機構団信付き」)

・消費者金融での金利は年15～20%

上限金利について、【貸金業界の状況】|日本貸金業協会(J-FSA.OR.JP)

右のQRコードからご覧ください。

これを参考にしてください。



5.まとめ

不確定要素が増え今後も日本・世界の未来が見通せない中での資金準備となります。

学校を選択し準備する段階までは変わらないように思います。

今後社会システムや金融システムが変化した場合、貯蓄と運用は変化するかもしれません、

現在日本の社会システムが変化していないので過去の踏襲で大丈夫です。

まずは今できる最善の方法を取ることを心がけていきましょう。



YOUTUBE 音声
音声でも聞けるよ♪



みなさんこんにちは！管理栄養士の佐藤といいます。今は企業に勤めていますが以前は保健センターで離乳食や幼児食などの指導も携わっていました。

わたしもシングルマザーで二人の男の子のお母さんです。

お子様の体調が悪かったり、発達に心配ごとがあったり、妊娠したときの健診や出産後の勉強会など妊娠～子育てまで役立つ様々なサービスを無料で受けることが出来ます。病院にいくほどでもなかったり、混んでいる病院で感染するのが心配な場合にも保健センターは役に立ちますよ。



妊娠の届け出と母子健康手帳交付及び妊婦相談

妊娠届出をした方に対し、市町村から母子健康手帳が交付されます。この妊娠の届出・母子手帳の交付を行う窓口の一つが保健センターです。妊娠の届出は、必要な保健指導や健康診査の対象となる方が、それらを受けられるようにするためのものです。

新生児・妊産婦訪問指導

妊娠中の方、出産前後の方、新生児や未熟児のお子さんがいらっしゃる方に対して、医師、助産師、保健師が家庭を訪問し、健康の保持や日常生活全般に関する事を教えてくれます。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供する事業です。保育園入園についてや、出産後うつなどの相談などサポートしてくれます。

4ヶ月児健康相談など

生後4ヶ月の時期に相談を行い、育児不安に対応して、前向きに子育てができるようにする支援です。

さらに精神科医や臨床心理士による育児ストレスの相談なども行われています。

1歳6ヶ月児健康診査

1歳6ヶ月児健康診査とは、発達の目安が比較的容易に得られやすい1歳6ヶ月の時期に行う総合的な健康診査のことです。先天性疾患や、斜視、聴覚異常、心音異常、皮膚の異常などの有無を確かめる重要な機会もあります。さらに虫歯予防や栄養、育児に関する指導なども行われています。

3歳児健康診査

3歳児健康診査は、身体発育、精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に行う総合的な健康診査のことです。子どもの心身の成長、栄養状態、先天的な病気の有無などを確認するとともに、子育てのサポートを行います。言葉の発達や運動能力の発達の確認は、3歳児健康診査における重要な目的です。

保健センターの利用方法
 費用：無料(がん検診などは500円前後の場合あり)
 対象年齢：妊娠中～高齢者までだれでもご利用できます。
 子育て世代ではなくても、心身のあらゆる悩みや、健康増進イベント、がん検診、性病検査などあらゆることに対応しています。

性病検査、エイズ検査
 匿名で無料で受けることが出来ます。ただし検査証明はでなくて口頭で結果を教えてもらうでお店への証明書は発行してもらえないません。

YOUTUBE 音声
 音声でも聞けるよ♪



夜業界と盗撮について

※令和4年12月9日 現在の法令に基づいております。



1・夜業界とは。

(1) 夜業界とは、キャバクラ、ホストクラブ、セクキャバ、ガールズバー、ボーイズバー等の飲み屋やソープランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルス等の性風俗に区分されます。

(2) さらに、店舗を構えて営業を行う形態のキャバクラ、ホストクラブ、セクキャバ、ガールズバー、ボーイズバー、ソープランド、ファッションヘルスと店舗を構えずに客の居場所（自宅やホテルなど）に派遣して営業を行うデリバリーへルスに区分されております。

つまり、店舗に客が来てサービス提供を受けるか、客がいる場所に派遣してサービス提供を受けるかの「サービス提供を受ける場所」の違いの区分です。

(3) それらの区分に従い、夜業界と盗撮に関する問題や法令の規制について以下、解説させていただきます。

2・盗撮とは

(1) 動画や静止画を問わずに被写体となる者の同意なく隠し撮りされる事をいいます。

(2) では、会社内でのパワハラ等の証拠を残すために相手の同意なく動画を撮影した場合は、違法な盗撮と言えるでしょうか？

答えは、正当な理由のある盗撮は、適法ですが、撮影の手段や方法が公序良俗に反する様な場合

(例・脅迫したり監禁したりして自己の意思に反して内容を発言させている内容を動画で撮影した等)は、適法なものとは言えません。

3・夜業界と盗撮について法令の規制

(1) 上記「1・夜業界とは」の区分に従い適用される法律や条例が異なりますので、以下、解説します。

(2) キャバクラ、ホストクラブ、セクキャバ、ガールズバー、ボーイズバー、ソープランド、ファッションヘルス等の店舗を構えて営業する形態で客が盗撮を行った場合は、不正な目的（違法な盗撮をする目的）で人が看守する建物内に侵入したとして「刑法第130条（建造物侵入罪）」が適用される事となります。



(参考) 刑法（住居侵入等） 第百三十条

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。



また、後述する店舗を構えていない店についての場合であっても、ホテル等側から上記刑法第130条に基づき被害届や刑事告訴をする事は、可能です。



(3) 次にデリバリー・ヘルス等の店舗を構えていない場合については、上記の様に客が不正に侵入したという要件を満たさない為、刑法第130条は原則として適用されません。

では、どのような法令が適用されるかを以下、解説していきます。

それは、各都道府県毎に定める「迷惑行為防止条例」というもので規制の対象となっております。例えば、埼玉県迷惑行為防止条例の第2条の2（卑わいな行為の禁止）によりホテル等に派遣した場所での盗撮行為は規制されております。

● (参考) 埼玉県迷惑行為防止条例（卑わいな行為の禁止）

第二条の二 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一次に掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）で覆われている下着又は身体を写真機、ビデオカメラその他の機器（衣服等を透かして見ることができるものを含む。以下この号において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置すること。

イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいるような場所
ロ 公共の場所又は公共の乗物（イに該当するものを除く。）

ハ 学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（イ又はロに該当するものを除く。）

● 4・盗撮の問題点

(1) 店舗を構えて、その店舗に客が来店しサービスの提供を行う形態であれば全国一律に、上記記載の刑法第130条により規制の対象となります。

(2) それに対し、店舗を構えずに客が居る場所（ホテル等）に派遣し、その派遣先においてサービスの提供を行う形態の場合は、上記の通り各都道府県毎に定められる条例が規制根拠となります。

(3) 上記の通り、各都道府県毎で同じ迷惑行為防止条例であっても、「公共の場所や乗り物」という駅や電車などの場所や乗り物だけを規制している都道府県や「その他特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗り物」というような「特定多数」を対象としている事で学校や事務所は対象に含まれるがホテル等が対象となっていない場合があります。

また、その反面として「その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいるような場所」や「その他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗り物」のようにホテル等の盗撮も規制の対象としている都道府県があつたりと規制の内容が都道府県により様々であります。

(4) それにより、A県ではホテル内等の盗撮が犯罪となります。

B県ではホテル内等の盗撮が犯罪でない等の地域によって処罰の対象となるのか否かで大きな違いを感じる事となり問題として認識して頂ければ幸いです。

(5) ただし、上記の内容は全て刑事事件の対象となるか否かの問題であり、盗撮等の行為で損害が発生したり、精神的苦痛を負った場合は、別途、民法第709条（不法行為に基づく損害賠償請求）同法710条（慰謝料請求）で損害賠償請求等をする事は、可能となる場合が多くあります。

(6) また、利用規約（定型約款）で禁止事項として明確に定めている場合に客が盗撮等の禁止違反を起こした場合は、民法第415条（債務不履行による損害賠償）に基づき「契約違反だから損害賠償を支払え」という事が可能となる場合があります。

5・さいごに

(1) 一番の最善策は、盗撮被害を未然に防止する事や盗撮被害に遭わないことです。
しかし、最近のカメラは日用品に模した隠しカメラや、超小型カメラ等の一見判断が出来ない場合や、そもそも発見が困難な場合も多くあります。

(2) 具体的な盗撮被害の予防として、店舗型のソープランドやファッショナブルスでは、客の私物を一箇所に集めて置き（カゴの中など）その上にバスタオルを被せる・室内を暗くする・室内の音量を大きくする等で事前に対策を講じる事が出来るかと思います。

(3) 店舗を構えない店であるデリバリー・ヘルスの場合は、予め客がホテル等に入室しており客の私物をまとめてタオルを掛ける等の対策が困難な場合が多くありますし、派遣先が客の自宅であれば、その困難性は更に高くなります。それを、予め防止する手段や方法を在籍している店舗の責任者やスタッフ、キャストなどで対策を話し合ってみる事が盗撮被害を予防する第一歩になるのではないかと思っております。

(4) そして、特にホテル等の密室内において盗撮を発見したとしても、アウトコール時の合言葉を決めるなどして、その場で一人で対応する等をし、暴行等の二次的被害を被る可能性は決して低くありません。
ですので、スタッフ等が到着する等の前に決して一人で対応しない事を強くお勧めします。

(5) さいごまでお読み頂き、ありがとうございました。

ハピママメーカープロジェクト 理事
佐藤&早稲田 行政書士 風営法務共同事務所
特定行政書士 佐藤真



ポイントを押さえればなかなか支払いを受けられないまま大変な思いをするとか、そもそも行動をどうしていいかわからなくて迷つてばかりいるという状態を防いで、できるだけ合理的に効率的に請求をして受け取り続けるというかたちの方法が取れますので、参考にしていただければと思います。

話の順番としてはまず最初に養育費を決めるこのポイントと、次に決めた養育費をちゃんと支払つてもらうこと。

大きく分けてこの2つに分けてお話しした上で最後に毎月の養育費では足りないって、実際そうだと思いますけど、足りない学費とかそういうたことつてどうしたらいいかっていうこともお話しできればと思っています。本題に入らせていただきくんですが、養育費をどう決めていくか、最初のテーマですね。

まず話し合いのスタートとして、自分たちにとつていくらの養育費をやり取りするのが適切というか妥当なかつていうのがわからないと決められないですね。いくら払つていいかわからないということで、決められないっていうのは大変もつたないことだと思うので、本来はお互いの収入とかお子さまのいる家庭だと通常こういったものの、こういうふうにかかるよねつていう平均的な出費の統計、国税調査するときの統計ですね。そういう統計に基づいて起算して決めるんですけど、手計算でこれをやるとかなり複雑で弁護士もうんざりするぐらいの計算なんですよ。A41ページにかかるぐらいの計算なので、それが請求を諦める大きな原因になつていて、額を仮に決められたときも3~5万というのが養育費の相場です、収入に関係なくつていう話になつちゃつたりとかつていうことが結構ありました。そこで東京と大阪の家庭裁判所の裁判官がこれはまずいんじゃないかということで、上から言われたのではなく自主的にプロジェクトチームを作つて、簡単に早見表で算定できるようになつていうものを作つたんですね。これはいいということですぐに全国の裁判所が使うようになつて最高裁も認められるようになつたという算定表が最近できています。ちょっと前にできていましたので、ご存じの方も多いと思うんですけど養育費の簡易算定表というものです。

検索とか養育費と算定表つて入れるとほかのものが最初できちゃうんですけど、いくつか下にスクロールしていくと裁判所のホームページができますので、これを使っていただければと思います。表の使い方としては、あとで今ご紹介するホームページのリンクとか見ていただきたいのはTwitterでシェアしていましたくようお願いしています。ちょっと前にできていただけれどと思いません。

渡辺弁護士：よろしくお願ひ申上げます。

石川菜摘：お願いいたします。本当に走る先生ですね。本当に力強い先生なので。

渡辺弁護士：ありがとうございます。

水嶋かおりん：お願いします。

渡辺弁護士：それでは本日の夜職ライフハック第2回目は改めまして「養育費／子どものために、ちゃんと払つてもらうには？」をテーマにロイヤーコーチング法律事務所の渡邊未来子先生をお呼びして、司会は私石川と水嶋かおりんさんで進めさせていただきます。

水嶋かおりん：よろしくお願ひいたします。

渡辺弁護士：お願いします。お話始めても大丈夫でしょうか。

水嶋かおりん：お願いします。



渡邊未来子先生
s⁺弁護士
ロイヤーコーチング法律事務所

過去に家庭法律相談センター相談員や、
東京国税不服審判所任期付公務員として従事

2015年チャイルドカウンセラー、
家族療法カウンセラー資格取得、
2016年保育士資格取得

これからお話しする養育費をまず受け取る、受け取り続けるためのポイントが権利とした法律とか、制度はもちろんあるんですが、支払つてもらえなくなつたといふご相談の中から感じた原因から見えてきたものもお話しできれば思つてています。

養育費

～子どものために、ちゃんと払つてもらうには？～

at twitter スペース 2022年8月7日（日）より文字お越し

YOUTUBE 音声
音声でも聞けるよ♪



表をどうやって使うかっていうと、14歳以下と15歳以上のお子さまの人数。「15歳以上だと義務教育じゃないのでかかるので、そういう出費を計算するための年齢証があるんですが、「14歳以下の子さんが何人、15歳以上の子さんが何人」ということで、お子さんの合計人数はトータル3人までの表がいくつかできています。その表を実際のお子さまの年齢と人数によって選びます。その選んだ表で縦軸と横軸で支払う側の収入と受け取る側の収入っていうのがそれぞれメモリで刻んであります。そこの双方の収入の数字のところに例えばお父さんはここ、お母さんはここつていうのを決めて、そこから真っすぐ線を引いていくとその線が交わったところに点を打つと、その点がいくらからいくらまでの養育費が妥当ですよつていうふうに書いた帶、そのところに入つてある状態になるのでその線と線が交わったところが養育費の妥当な額になります。ちょっと幅があつて例えば4万円から6万円ぐらいでその間で決めたら妥当じゃないでしようかっていう感じになつてているので、その範囲で法的に相当な額として話し合いができるということになります。

相手からいくら支払つていいかわからないから養育費なんか決められないよつて言わされたらこのリンクの表を相手に送ればいいことになります。だからそこに交渉とか有利不利とか、そういうことってそんなに大きはないんですね。ないとは言いませんけどどちらと説明をすればそれを払わなきやいけないっていうのは本来は伝わるはずなので、必要なことだけ冷静に伝えていくというかたちでこうしたご相談をぜひしっかりとお願いします。先ほどちょっと収入のお話をしたんですけど、養育費は必要なお金っていうだけじゃなくて、扶養余力ということが支払う側が支払える金額というのも考慮しないといけないので、お互いの収入によつて決めるということになるんですけど、この収入については1番ちゃんと決めると毎年12月にもらう源泉徴収票とか、確定申告書の写しとか、市役所でご存じの方も多いと思います。

市役所で住民票の課税額と一緒にこれだけ住民税を課税するつていうことで、

合意していただいているのでね。まずこれからの方はそういうことを気付けていただければと思います。

もう一つ支払い確保の方針としてぜひ紹介したいのは、今合意書を作ったあとにあらかじめ養育費の支払いに保証会社をつけておくことができます。賃貸でお住まいを借りるときに保証人の代わりに保証会社をかけることがあります。保証会社をつけておくと、保証料はかかるんですが、養育費を相手にかかる支払いが受けやすいということでそういった制度も何社かあります

ので、よかつたら検討してみてください。

最後にこうして決めた毎月の額とは別に、進学のときの学費とかを払つてもらえないかということなんですが、毎月の支払額つていうのは先ほど早見表で裁判所は早見表の額だつたらあつさり認めてくれるんですが、学費については今裁判所まだなかなか認めてくれないです。どうしても本人の選択によって額が異なることが多いので、支払う場合に対して当然支払うべきということを言いにくい。どうしてもお子さんと親御さんの相談によつて進路決めて行つたりするので、そうすると裁判所は強制的にこの学費支払つていうのはなかなか言いにくいらしくですね。

よく使われるのがそういう特別な出費のときには、月額とは別に相談つて支払つていうふうに合意する、合意書に書いておくということですね。この場合は支払わないと言つても構わないので、相手にとつてはなるので、それほど期待できないときもあるので、そういうときでも支払おうという気にさせるには、正直お子さんの頑張つての姿とか、そういうたまに感じられる、要は断りにくいというか、むしろ払つてあげようとか、そういう気持ちを起こさせやすい環境をつくるということが大事になつてくるので、もしスポンサーとして確保しておきたいということであれば、もちろんそれだけの理由ではないと思うんですが、そういう意味でもお子さんとの支払う側との関係をあまり疎遠にしないほうがいい。ときどき合わせたりとか、今こういうふうなことで生活しているよとか、こういう希望があるみたいだよとか、そういうことをこれもメールとかもいので、知らせとくっていうのは大事なことだと思います。相手に支払わせる方法とは別に奨学金の制度も増えているので、その中には返さなくとも済むという給付型というのもあるので、それを調べてみるという方法もあります。あとでリンクを紹介したいんですけど、コンパスナビさんという法人さんが児童施設の出身者の方とか、そういう方のお子さん自体の支援の会社なんですが、最近の奨学金の制度とか資格取得の支援の制度とかをまとめたリストを作つて、これが結構充実しているので、このリンクもあとで紹介するので調べてみてください

以上、ざつとお話してしまつたんですけど、養育費の支払いを確保するには一番しっかりとやり方をしなくて、ちょっと頑張ればつていう方法とかいろいろあります。でも、頑張つての親御さんほど自分で頑張れるから相手に支払つてもわなくて、という方も結構いらっしゃるんですけど、ご自身に不測の事態が起きたつていうことも残念ながら万一に遭つたりも可能性としてはあるので、お子さまのためにも使えるものは使う、受け取れるものは受け取るということで、ご検討いただければと思います。すみません、ちょっと時間が少し過ぎてしましましたけども、私からは以上ですので、何かご質問とかお受けできればと思います。ありがとうございました。

水嶋かおりん：ありがとうございます。

石川菜摘：ありがとうございます。

水嶋かおりん：非常に内容盛りだくさんでした。これは家庭科で勉強しておかないといけなかつたみたい。

渡辺弁護士：そうですね、おっしゃる通りですね、本当に。

水嶋かおりん：皆さんも結婚したときは盛り上がりりますけども、終わるときのほうがめつちゃ大変ですよつていうのを。

渡辺弁護士：そうですね。

水嶋かおりん：お伺いした内容で自分自身のやり取りが結構少なつちゃうなつていでので辞めたいという方が結構多いんじゃないかなと思うんですけど、そういうときつてやつぱり弁護士さんだけでなく何か養育費に関する相談というか、お話をどういう窓口が、例えば生活相談の中に養育費相談が入つてくる福祉の分野だつたりとか、行政さんでも女性支援の枠組みでそういう話も入つてくるとか、もう少し気軽にお話しできる窓口つてあるんですか。

もちろんどんな場合でも公正証書があつたら安心かもしれないんですけど、ちゃんとしたところにいつて決めたから相手も守らなきやという気持ちも強くなるかもしれないですが、お金がかかるので最近はお住まいの区とか市町村によつては作成費用を援助してくれるところもあるんですけど、そういうところばかりではないので、まだまだ少ないので、お金をかける意味があるときどきかというのも考えたほうがいいですね。

養育費つて支払いの期間はお子さんが小さいときから大きくなるまでだと期間が結構長いんですね。そうなると毎月の支払額×12×年数つてなると公正証書に記載して支払つてもらう額の合計額が結構高くなるんですね。

この支払合計額

といふことで公正証書の作成費用つて決まつてくるので、お子さん小さいと公正証書つくるのに4万円とか5万円とか結構かかるんですね。決める養育費の金額がそれで1万とか2万とかそういう数字も早見表に入つてるんですね。なのでそういうふうな支払いだと相手の収入も不安定だつたり、少なかつたりすることが多いので、お給料もちゃんと毎月差し押さえで回収できるようにもらえるかがちょっと不安定だつたり、あるいはお給料もらう仕事じやなくて自営業の方だつたりすると、いくつもある取引先もらつて、売り上げを差し押さえられるしかないんですけど、これはそのときによつて当然額も時期も違うし、そもそもどちらもらつて、かつてそんなに詳しくこちらでわからないこともあります。そういうときには公正証書を作らなくてよい場合が出てくるので、そこは考えどころつていうときもあります。

そうした相手の場合には合意書だけにしておいて、離婚届を早く提出して実際の支援を受けたほうがいいという場合もあります。

停とかADRの話をしましたが、そういう手続きをあらかじめ使つていればこうした文書はご自身でしなくても作つてくれます。こうして決めても支払なくなる相手つて残念ながらいるので、そういう場合には最終的には先ほど申し上げた給料の差し押さえをするんですけど、その手前にやつていただきたいのはすぐ催促連絡をすることなんです。このメールやLINEで構手が結構いるので、そこは気を付けていただきたいと思います。今時点ですでに数年ぐらいそういう状態が続いちやつて、そういう人も諦めずに一度弁護士に相談して、弁護士の名前で郵送で書類送つてもらつたり、差し押さえができるいかつていうのを考えていたらほうが。

のがお給料差し押さえ、それで金額がある程度取れるつてときには公正証書を作つておくメリットというのには1番大きく發揮されるんですね。そうでないパターンもあるんですよ、実は。

水嶋かおりん：認知に関してはお父さんが生きていれば生きている間は子どもが成人になつても認知してくださいという請求はできる？

渡辺弁護士：はい、そうですね。

水嶋かおりん：なるほど。ありがとうございます。

渡辺弁護士：子どもの権利って親が勝手に放棄できないっていう考え方があるので、なので認知もそうですし、先ほどの養育費の言つた言わないというケースも成人になつても認知してくださいという請求はできる？

石川菜摘：子どもの権利は親が勝手に放棄できないですね。

渡辺弁護士：そうですね。

水嶋かおりん：キーワードですね、それ。子どもの権利めっちゃ大事ですよね。

渡辺弁護士：本当にそうですね。

水嶋かおりん：生活費を入れない父親でしたので、俺はお前に何もしてやらんと言つてましたが、それは君の保護者としての責任ですよねつて内心思つていたのです。

渡辺弁護士：そうですね。

水嶋かおりん：生活費を入れない父親でしたので、俺はお前に何もしてやらんと言つてましたが、それは君の保護者としての責任ですよねつて内心思つていたのです。

渡辺弁護士：本当にそうですね。

水嶋かおりん：お子様にはお子様の権利を一番大事にしてあげないと。

渡辺弁護士：本当にそうですね。

渡辺弁護士：こういう言い方をしてしまっていいのかわからないですが、検索していたらと問い合わせフォームというのを作っているんですね。なので簡単なことでしたらそれでお答えできますので。それだけではお金いだかないので大丈夫です。

渡辺弁護士：本当にそうですね。

水嶋かおりん：お子様にはお子様の権利を1組離婚してますからね。

渡辺弁護士：今は大体離婚に割と力入れてますっていう弁護士はそれをいう人が多いと思うんですよね。なぜかというと結構件数が多いからです。ぶつちやけ。なのでそれは言わないと手はない。

水嶋かおりん：数人に1組離婚してますからね。

渡辺弁護士：ただその中の全員が本当に必要なこと知ってるかとか、自分と合うのかは正直わからないので、なのでその方が書いてある自分の考えとかを読んでいただいて、離婚の中でも力を入れているのがどこのかな、子どもの話が多いやとか、お金の話が多いっていうのも、それはそれで大事なことだと思うので、自分が求めるものにあったものにちゃんと文章を書いて書いているかとか。あとは2～3人は相談してみてもいいのかなって。最近そういう方が多いです。

水嶋かおりん：セカンドオピニオン的な。

渡辺弁護士：そうです。決める前に相談の段階で2～3人相談しておくと、その中で自分にあつた人を選んでおくという方もいます。相談料はかかるからやうかもしないけど、その後に動くお金を考えるともしかするとそのほうがいい場合も出でますよね。

水嶋かおりん：やつぱりやり取りしやすいなっていう感じの人のが。だいぶ込み入ったことをやり取りするので。

渡辺弁護士：そうですね。

水嶋かおりん：負担を考えると人選は大事というところですね。

渡辺弁護士：そうだと思います。

石川菜摘：あと事前に相談というか、あつたんですけど、聞いてほしいということで、離婚しますって言つたときに、養育費はいりませんっていうふうに言つてしまつたと。でも言つてしまつたけども、やつぱり生活は大変でとかで養育費をもらつていうのは可能なんでしょうかといふ。

渡辺弁護士：たまに困つたら実際に子どもを助けなきやいけないですから、それはたいていもらえます。なので諦めないで請求してください。

石川菜摘：まずは相談つていうことですね。

渡辺弁護士：子どもの権利って親が勝手に放棄できないっていう考え方があるので、なので認知もそうですし、先ほどの養育費の言つた言わないというケースも成人になつても認知してくださいという請求はできる？

石川菜摘：子どもの権利は親が勝手に放棄できないですね。

渡辺弁護士：はい、そうですね。

水嶋かおりん：なるほど。ありがとうございます。

渡辺弁護士：子どもの権利めっちゃ大事ですよね。

渡辺弁護士：本当にそうですね。

水嶋かおりん：生活費を入れない父親でしたので、俺はお前に何もしてやらんと言つてましたが、それは君の保護者としての責任ですよねつて内心思つていたのです。

渡辺弁護士：そうですね。

水嶋かおりん：生活費を入れない父親でしたので、俺はお前に何もしてやらんと言つてましたが、それは君の保護者としての責任ですよねつて内心思つていたのです。

渡辺弁護士：本当にそうですね。

水嶋かおりん：お子様にはお子様の権利を一番大事にしてあげないと。

渡辺弁護士：本当にそうですね。

水嶋かおりん：お子様にはお子様の権利を1組離婚してますからね。

渡辺弁護士：今は大体離婚に割と力入れてますっていう弁護士はそれをいう人が多いと思うんですよね。なぜかというと結構件数が多いからです。ぶつちやけ。なのでそれは言わないと手はない。

水嶋かおりん：数人に1組離婚してますからね。

渡辺弁護士：ただその中の全員が本当に必要なこと知ってるかとか、自分と合うのかは正直わからないので、なのでその方が書いてある自分の考えとかを読んでいただいて、離婚の中でも力を入れているのがどこのかな、子どもの話が多いやとか、お金の話が多いっていうのも、それはそれで大事なことだと思うので、自分が求めるものにあったものにちゃんと文章を書いて書いているかとか。あとは2～3人は相談してみてもいいのかなって。最近そういう方が多いです。

水嶋かおりん：セカンドオピニオン的な。

渡辺弁護士：そうです。決める前に相談の段階で2～3人相談しておくと、その中で自分にあつた人を選んでおくという方もいます。相談料はかかるからやうかもしないけど、その後に動くお金を考えるともしかするとそのほうがいい場合も出でますよね。

水嶋かおりん：負担を考えると人選は大事というところですね。

渡辺弁護士：そうだと思います。

石川菜摘：あと事前に相談というか、あつたんですけど、聞いてほしいということで、離婚しますって言つたときに、養育費はいりませんっていうふうに言つてしまつたと。でも言つてしまつたけども、やつぱり生活は大変でとかで養育費をもらつていうのは可能なんでしょうかといふ。

渡辺弁護士：たまに困つたら実際に子どもを助けなきやいけないですから、それはたいていもらえます。なので諦めないで請求してください。

石川菜摘：まずは相談つていうことですね。

渡辺弁護士：子どもの権利って親が勝手に放棄できないというのは、保留にしといて養育費を払つてもらつて居る間は保留でいいですよ。ただ養育費をもらつて居る子どもが成人したあとでも別にできるつてことですかね？

石川菜摘：認知請求権を放棄されないというのは、保留にしといて養育費を払つてもらつて居る間は保留でいいですよ。ただ養育費をもらつて居る子どもが成人したあとでも別にできるつてことですかね？

渡辺弁護士：そうですね。

水嶋かおりん：だいぶ皆さんのお話を聞きました。身近な弁護士さんがいるみたいなところとかもそうですし、やっぱり夜職になつてくると自分が稼げばいいやと。それこそ児童扶養手当とつてないお母さまとかいらっしゃるんですね。それはお母さんが頑張るじやなくて、子どもの権利なのでみたまう。児童手当も私申請書類を間違えて書類の不備で1年ぐらいために用意しているものはきちんと子どものために用意していなかったので、ぜひお子さまのために対応しないといけないという反省の部分とかもあつたので、ぜひお子さまのためにできるところはきちんとできる限りのことは親御さんにはしてもらいたいなと思います。



養育費まとめ

離婚は結婚より3倍労力がかかる！と言われておりますが、養育費は子どもの権利ですね！！！
お子さんの健やかな暮らしを支える責任として養育費の取り決めはしっかりやりましょう。あと、物心ついたら子どもたちにも教えておきたいです

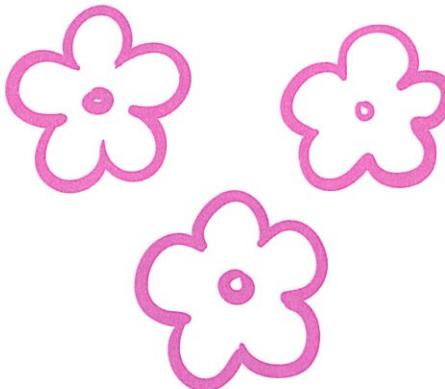
POINT！

- ・弁護士相談のタイミング：いつ相談すればいい？→理想：迷ってるうちから気軽に聞いて欲しい
- ・養育費、支払い続けてもらうには→合意書を作っておくこと
- ・養育費だけ決めたい：法務省のホームページの合意書サンプル“離婚の合意書”とネットで調べれば、合意書サンプルがあります
- ・相手が署名したくない、渡る場合→メールで箇条書きで送る スクショする
- ・公正証書作る場合 スクショで証拠を残してから公正証書を作成する。メリット：給料の差押えができるデメリット：作成にお金がかかるので、費用をかけるメリットがあるかを養育費に照らし合わせて考える必要がある
- ・払われない場合：すぐに催促の連絡をする 養育費の保証会社を利用することも一つ（賃貸契約の際の保証会社のようなもの） 支払いの催促もしてもらえる
- ・財産分与、慰謝料などが発生する場合→弁護士 弁護士費用に見合わない額の場合 →家庭裁判所での調停も一つ 家庭裁判所のホームページから申し立ての用紙をダウンロード、切手貼って郵送で、申し立てスタート。

今回講師としてお話いただきました、弁護士の渡邊未来子先生のリンクとなります。

下記お問合せフォームからご相談を受け付けております 相談してもいいの？、どう相談すればいいかわからない 等からご連絡ください <http://wmh.life/>

渡邊先生ホームページ
QRコード



【参考情報】

養育費、婚姻費用算定表



奨学金等支援制度



法務省合意書サンプル、その他手続案内



NEWS

「次の世代に笑顔の橋渡しをしたい」
わたしのみらい法律事務所 離婚弁護士 渡邊未来子さん



「子どもに笑顔で育ってもらうことが私の使命」。
日本初の養育費保証事業の支援活動をおこない、ご自身の経験を生かしながら人の力となる離婚弁護士、渡邊未来子さんにお話を伺いました

<渡邊未来子さんプロフィール>

出身地：東京

活動地域：東京

経歴：早稲田大学法学部卒。2000年10月に弁護士登録。夫婦、親子案件の解決に力を入れており、弁護士登録後にチャイルドカウンセラー、家族療法カウンセラー、保育士等の資格を取得。

2019年1月、共通の課題に取り組める異業種とのシェアオフィスで、わたしのみらい法律事務所を開設。相談会やセミナーを開催して養育費保証制度の普及に務めるほか、離婚問題解決協議会、こども支援ネットワーク埼玉等への参加を通じて、ひとり親家庭の支援活動を行っている。

職業：弁護士

座右の銘：神様は乗り越えられない試練は与えない

子どもに笑顔で育ってもらうことが私の使命

記者 渡邊さんの夢を聞かせて下さい。

渡邊未来子さん（以下、敬称略） 子どもがすごく好きなので、子どもに笑顔でいてもらいたいです。子どもが希望をもって、のびのびと笑顔でやりたいことをやっていくて、その子どもが大人になって良い社会を創っていくと、いい連鎖していくと思うので、子どもに笑顔で育ってもらうことが私の使命です。次の世代に笑顔の橋渡しをしたいと思っています。

そのために、お父さんやお母さんが、お子さんを大事にできる余裕をもってほしいと思っています。お子さんはとても敏感で、お父さん、お母さんの状態を察知するんですよ。笑顔になれないまま大人になってしまふと、笑顔を次の世代に橋渡しして繋げるのも難しくなってしまいます。これは実はデリケートな橋渡しだと思っているので、それがきちんとできるようになることが私の一貫した想いで、それを始めたばかりというところです。

記者 素晴らしいですね！

渡邊 私も一つの家庭の母親として、そういうものをつくっていこうと思ってたのですが、今思うと、仕事としてやるほうに導かれていたのかと思うほど、この立場で良かったなと思っています。人数的には多くの人を助けられるかもしれないし、結果として、社会の笑顔の数を増やせるかもしれないと思っています。自分が家庭をもたないことがほぼ確定して、自分自身が覚悟をした時から、それをより強く思うようになりました。お母さんにならないからといって、何も残さないのは嫌だと思い、その分何かしようと思って。それじゃあ、これを思いっきりやっちゃえばいいね、と。幸い、機会にも恵まれて、今の仕事をするようになりました。

記事転載：ライター陣内絵里奈様
運営JeGrid株式会社 ※使用許可取得済み
Web Magazine「Re・rise News（リライズニュース）」 <https://rerise-news.com>

違う職種の5人チームで生かしあう

記者 その夢を実現するために、どのような目標・計画を立てていますか？

渡邊 今はひとまず、ちゃんと自己完結する形でビジネスをしようと思っています。私一人の力でできることは限られていて、同じ仕事を、どちらかというと若い人に興味を持ってやってもらいたいと思っています。このビジネスを聞いた若い人たちに、こんなことをやっている人がいるんだと気づいてもらって、関心をもって部分的にでも取り入れてもらいたら有りがたいですね。そのため、継続性を持って活動して、まず私自身が事業を安定させることができることがここ3年くらいの目標です。同じ志を持っている人間と組んでいるので、チームとして軌道に乗せることも、ここ3年だと思っています。

記者 どのようなチームなのですか？

渡邊 調査会社、カウンセラー、不動産、司法書士の方と5人で組んでいます。たとえば、同じ弁護士や、同じ士業の人たちで組むことはよくありますが、私たちは違うことができることを生かしてやっています。それがいいことだと思います。オフィスのちょっとした雑談でもお互い勉強になって刺激的です。ですので、このチームのスタイルと自分自身の事業をうまく確立することが、この3年の目標ですね。それができれば、自信を持ってそういうやり方を広く発信できると思います。

リアルタイムで対応できるように、常にスマホを持ち歩いている

記者 どんな行動指針で、日々どのような活動をされていますか？

渡邊 私は基本スマホ弁護士なんですね。パソコンよりもスマホを持ち歩いているんです。お客様のご連絡やメッセージジャー、メールやSMSなど、すごく多いんですね。リアルタイムでとにかく入れておいてもらっています。すぐ出られないこともあります、連絡はつながりやすい。家庭内のこととは9時から17時に起きるとは限らなくて、むしろ緊急のことはそれ以外の時間で起きるんですよ。そういうことはできるだけリアルタイムで対応できるようにしたいと思っています。聞くことにためらってほしくないんです。その場その場で解決した方が、相手にとっても、自分にとっても良いのです。

二つ目は、苦手だけど頑張っていることとして、自分のやっていることを発信するようにしています。養育費の事業と一緒に頑張っている仲間も、私が発信するかしないかで変わるかもしれない。たとえば「養育費のイベントで話しました」とFacebookで書いて、皆さんから優しい励ましのコメントを頂いています。

三つ目は、まず先にお客様の話を聞くようにしています。子どもと家族の問題に特化したカウンセラーの資格を取ったのですが、それが傾聴を大事にしているんです。先に話したいだけ話してもらって、スイッチが入ったら、そのまま話し切ってもらいます。私は、お客様が話し終わってホッとなった時に、話すようにします。それができると、その後は時間がかかるなったり、ストレスなくやりとりできるので、そうします。

離婚事件をやっていると、話を聞くの大変でしょう、とよく言われますが、聞くのは苦痛じゃないんです。もともと、両親のお互いへの不満をずっと聞いていたので、そういう話にも耳が閉じないで済むんです。何より、お客様の「ありがとう」の言葉すべてが吹っ飛びます！

記者 養育費の保証事業というのは、具体的にどのようなものですか？

渡邊 日本初の仕組みで母親支援に取り組んでいます。養育費には支払い義務がありますが、実際には支払われないことがあります。話し合いをしたくない、請求したくないというケースや、旦那さんが怖いというケースなど。養育費について取り決めをしていないケースが半分あって、そのさらに半分が約束を守りません。意図的に支払わないケースでも、様々な理由で支払いが滞るケースでも、子どもの養育に問題が起きないように保証する仕組みを作りました。保証会社が最大12か月分立て替えてくれて、支払義務者の方に支払い請求をします。書面で額を合意し、二人の署名と印鑑があれば保証されます。

記事転載：ライター陣内絵里奈様
運営JeGrid株式会社 ※使用許可取得済み
Web Magazine「Re・rise News（リライズニュース）」<https://rerise-news.com>

両親の不仲の経験を生かして離婚弁護士へ

記者 弁護士になろうと思ったのは、どんなきっかけからですか？

渡邊 父親が検察官で、法律家の業界に私を入れたかったんです。私自身も、弁護士は、色々なトラブルを解決して、人や社会の役に立っていることを感じやすいし、色々な世界も見られるので、いい仕事だと思っていました。あと、この仕事だったら学費を出してもらえると思ったんです。小さい頃から私の両親は不仲で、私は両親の不仲を取り持っていました。大学に行く学費が欲しいと思ったときに、父親が勧める仕事以外で、学費を払ってもらえる自信がなかったんです。少なくとも弁護士の仕事に就いていれば、母親も困らないと思いましたし、最悪自分で手に職があれば、自分を助けられると思ったのもあります。

最初はチャレンジしたくて他の分野もやったんですけど、最終的に今の離婚弁護士に落ち着きました。

記者 そうだったのですね。

渡邊 もう少し話すと、自分が生まれ育った家庭にどこかひっかかりがあって、自己肯定感もなんとなく薄かったです。子どものとき、私の前で母親が父親のことを批判するとか、泣くとか、ランドセルも持ちだせないまま家から私を連れ出すということがあって、もし両親が私のことを優先していたら、そんなことしないはずと思ったんです。子どもからみると、「私にそういうことをして平気なのね」と思って。今思えば、親は悪気はなく、いっぱいいっぱいで余裕がなかっただけなのですが、「私が悪いんだ」と無意識に思っていたんです。でも、そう思い続けるのは辛かったので、ノーマルな家庭ではないからこうなるんだと。

それで、こういう家庭をつくれば、こういう子どもが育つはずだということを、自分で証明というか、確認したかったんでしょうね。2回結婚してるんですが、その自分の想いに気をとられて、相手にも理想の家庭というものがあったと思うんですけど、それを思いやってあげる余裕がなかったなと思いますね。だから結婚生活はあまりうまくいかなくて。

でも仕事であれば、一線を引いた形で、自分の経験を生かせる方向にいけるので、そっちだなと思って。2回目の離婚をきっかけに、色々な囚われから解放されたと思いますね。

助けるべきお客様がいたことで、一番しんどい時期を乗り越えられた

記者 渡辺さんが今のお仕事をする決断をした背景には、どんな想いがあったのですか？

渡邊 自分自身が一番しんどかったのは、離婚のことで悩んでいたときで。その時に、助けるべきお客様がいなかったら、乗り越えられなかっただと思います。同じように苦しんでいる人が私を待っていると思うと、助けなきゃと。その時ハードなお客様がいたのですが、事務所に行ってうまくいったこともあって。私が必要とされている、私がいるべき場所があると。

お客様に助けられて、この仕事に導かれているような気がしました。こういうチャンスと喜びを与えてもらっているのに、自分のプライベートがしんどいだけで休んじゃだめだと思いました。今の仕事は、自分の辛い経験も生かせる仕事で、これ以外の仕事は今は考えられないです。

記者 ご自身が一番辛かったときに、人を助けることでそのような気づきがあって、今のお仕事をしようと決断されたのですね。感動しました。本日は、貴重なお話、ありがとうございました！

養育費
無料相談



記事転載：ライター陣内絵里奈様
運営JeGrid株式会社 ※使用許可取得済み
Web Magazine「Re・rise News（リライズニュース）」<https://rerise-news.com>

対談 竹田淳子 & 水嶋かおりん

YOUTUBE 音声
音声でも聞けるよ♪

「性産業で働いても不幸にならない生き方作り」

at twitter スペース 2022年11月13日(日)より文字お越し

決して楽な人生だったとはいえないお二人。
今抱えている想いをお聴きしました



ハピママ理事
水嶋かおりんさん

夜のお仕事しているひとり親支援をしているハピママメーカー・ピアサポーターメイクラブアドバイザーエッセイ作家大好きお母さん性風俗は無形文化財性戯の味方☆元風俗嬢兼風俗講師・文七元の佐野恵の女将さんに憧れています。元・愛情工房☆性戯の味方☆一人女将1男1女の非婚母。

石川菜摘：夜業界は、大変な人も多い業界ではあるんですけど、今いろいろと人生の中でおつらい時期とか、大変な時期もあった中で乗り越えてこられて今を生きているっていう方々なので、そういうふうな大変な人のいる業界ですけども、業界に光を照らすような存在のお二人なのかなと思いますので、本日お話ししていただくことになりました。

水嶋かおりん：私は竹田淳子さんは元々私が荒川区でコミュニティスペースみたいなことをやっていたときに勉強会に参加してくださいたのがきっかけで。当時7年前だつたかな。夜のラブサポートターとして活動していますという話から、結構夜職でも割と社会課題とか社会活動、感染症の話であったりとか、面白目な分野のところを知り合いになつたのがきっかけで繋がりができまして、先日お声がけした経緯からハピママの理事に淳子さんに参加していくような流れがありまして、ぜひ活動に際して思いであつたりとか、お互い自分自身が人生のライフワークとして今取り組んでいることとかをお話しさせていただきながら、何か夜職シングルマザーさんや、これからお子さま育てていつたりとか、家族持つたりとか、その先の人生をよいかたちに迎えていくようなきつかけだつたり、ちょっとしたネタというか、いいかたちの繋がりができるといったらいいなと思って、今回こちらの対談やらせていただきました。淳子さんよろしくお願いします。

竹田淳子：よろしくお願ひいたします。

水嶋かおりん：ぜひ、淳子さん知らない方とかもいらっしゃつたりするので、よかつたら生い立ちのほうからお話を伺いたいなと思うですけれども。

竹田淳子：夜通し喋ることになりますけど大丈夫でしょうか。

水嶋かおりん：さくっと10分ほどぐらいにまとめていただいてお願ひします。
竹田淳子：はい。

水嶋かおりん：わー。
竹田淳子：その旦那さんのことを好きで結婚したわけじゃなくて、親が決めた結婚みたいなことだったんで、そこから逃げたくて寮があつてお金になつてって言つたら、水商売やってて水商売から風俗に移行したんですね。当時は年齢確認も何もなかつたし、お客様も18歳なんてわかつて18を3年間通したというような状態です。

水嶋かおりん：Me tooな感じですね。



ハピママ理事
竹田淳子さん

第1火曜日14時~鳥越アーリFM『抜けお悩み相談所』薬物依存♡元受刑者♡パパ活♡風俗嬢♡ソルジャー♡SEXカウンセリング♡性教育♡四柱推命鑑定師及び講師♡鑑定師名.桃萃♡神奈川県川崎市南倫理法人会相談役♡一般社団法人(生き直し)自立準備ホーム.竹信の家ホーム長

竹田淳子：風俗は16歳でデビューしました。店舗型ヘルスが最初だつたんですけど、それは川崎の南町にあつたお店で、私の母がストリッパーなんですね。ストリッパーだったでの、性のことに対する性だけじゃないか、エロのことも含めてちょっとおませなんだつたっていうのと、あとは偏見がなくそういうお仕事に入れたつていうのもあって、当時結婚してたんですけど。

水嶋かおりん：さくっと10分ほどぐらいにまとめていただいてお願ひします。



上村茂仁：ただ支払いがどうしても遠方になるので自費の場合はうちの場合はInstagramでペイペイ払いのみで、それから保険診療の場合のポケットドクターのネットを使う場合は、クレジット払いだけなんですけどクレジットはネットで見たらわかるんですが、バンドルとかいろいろなアプリがあってクレジット番号がもらえて、お金はコンビニ払いでできるという方が取れますので、もしクレジットを持つてない方はそういうアプリを使うことによってクレジットは可能ですので、ペイペイもそうですよね。コンビニ払いで対応ができますよというかたちにはなつてます、どちらも。

水嶋かおりん：先端を行つてクリニック対応みたいな。ありがとうございます。結構普段ピルは飲まなくて生活している方でも、ちょっと失敗しちゃつたみたいなどが起きたときは、「2時間以内に緊急避妊ピルつかつて必要だなって思うんですけど、緊急避妊ピルを遠方の方とか実際にクリニックに接続していなくて、でも実際必要というときは「2時間以内なので、ちょっととやばいってなつたら速攻上村先生にメッセをするというか、対応をして即送つてもらうという。

上村茂仁：そうですね。Twitterのダイレクトメールでもなんでも見つけで、私は直接ダイレクトメールくださればLINEのQRコードでもなんでも教えるし、いろんななかたちのそちらのプロジェクトを通してみたいな流れでしていただいてもいいかなとは思つてるので、その辺はよろしくお願ひします。

ハピママでは緊急避妊薬等の対応もしてるよ★

お店でデンタルダムを使っています♪
というキャストさんも★



中山美里：そうですか、よかったです。

水嶋かおりん：そういうのも交えて夜職の方も普通にお金の勉強していつたりとか、自分のライフデザインつていえばいいんですね。人生設計をちゃんとやれていくとこういうふうにできますよみたいなもの、中山さんのほうで参考になるなどと思ったので。

中山美里：私やつていきたいんです、今後。前やつたんですよ、女優さん向けに確定申告セミナーみたいなのがつたんですね。そのときにこれ経費で落ちますよ、あれ経費で落ちますよとか、最近だとDDeCoを積み立てれば控除されるから税金やすくなりますがみたいなのとかね、そういうのやると払いすぎてる源泉税とか返してもらつたほうがいいからね。

水嶋かおりん：個人的にかけてる保険料とか基礎年金とかのプラスしたものとかは控除の対象になつたりとかができるとか。結構堅実にやつていく世代にならなといついけないので。

中山美里：やつぱり若い人達稼げるから、そのときに溜めといたほうがいいじゃないですかって思いました、最近は。あはは。

水嶋かおりん：ためておいたほうがよかつたですよね。

中山美里：中年になつて思つたので、やつぱ若いときから持つてたほうがよかつたですよ。

水嶋かおりん：ありがとうございます。あとはどまどさんがスピーカーに上がられました。

水嶋かおりん：ご家族とかでお母さんがシングルマザーで育てられましたみたいな話とかもあります。

水嶋かおりん：たつぱり若い人達稼げるから、そのときに溜めといたほうがよかつたですね。

水嶋かおりん：たつぱ若い人達稼げるから、そのときに溜めといたほうがよかつたですね。

水嶋かおりん：そういうときに自分の子どもの話とか、生活領域とか、夜職経験があると結構込み入つた話がしやすくなるとか、逆にそういう人とは一線を置いて生活と仕事の環境は別々にしておきたいとかいうのとかもあつたりするんですね。

畠野とまと：そういうのあるある。

水嶋かおりん：ご家族とかでお母さんがシングルマザーで育てられましたみたいな話とかもあります。

水嶋かおりん：たつぱ若い人達稼げるから、そのときに溜めといたほうがよかつたですね。

○さん：そこがあまりよろしくはないかもしないんですけど、僕何回かそういうケースがあつたんですけど、命の危機に関わるようなとこに最後の話をすするからって呼んで、わざわざ女性が行くんですよ。ちょっととやめなさいよつていうんだけど、その代わりやっぱかつたらワングリしてねつていうことで、そしたら本当にワングリしてきてやばいってことで、僕は警察に電話しつつ正直これ絶対よくないことかもしれないんですけど、僕も鉄パイプを持つ乗り込むぞつていうぐらいの気持ちでいたんですね。それは男性だからある程度できると思うんですけど、でも警察がそつこ一来てくれたので、いきなりパトカー10台ぐらいきてくれて。それはなんとか事なきを得たつていうことがあつたんですけど、でもさすがにびっくりしますよ。もうやばいつて思つたらワングリしてきてねつてことで本当にワングリしてたら緊張が走つて、そつこ一で相手の男性の方の家に行つて、場所は聞いてたのでつていうようなことの対応とかね。あと風俗で働いてる方もたくさんおられましたけど、今日の100円、500円とかに困っちゃうような状況に追い込まれたら役所じやもう間に合わないんですよね、手続きどうのこうのとかつて。

水嶋かおりん：そうですね。

○さん：そこが中には役所によつてはとりあえずそういう食材をくれるところがありますけど、でもそこで働いてる方も誇りを持って働いてる方もいらっしゃいますから、それはそれなんですよ。ただ生活に困窮してやむにやまれずつていう方の場合つていうことがやつぱり一番支援をしなきゃいけない部分のかなとは思います。私もフィールドで実際にいろいろ精査してもらうと、本当に役所がやるべき福祉つてここまで届かないもののかつて本当に痛感しましたね。

水嶋かおりん：届かないですね。ありがとうございます。

畠野とまと：どうなんだろうね。そこは本当にケースバイケースというか人それぞれのような気もしないでもないし。

水嶋かおりん：ありがとうございます。すみません、お時間。ぜひこのハピママメーカープロジェクトは実際に働いてるらっしゃるワーカーさんやお子さんであつたりとかご家族の方とか、そういう方のサポートとか寛容な風に思つてくださる仲間作りとかをどんどんネットワークで広げていきたいのと、あとボランティアとか、このパントリードラムお手伝い行けるよとかいうのもぜひご協力いただけたらいいなとは思つていますので、何かお力添えしてもらえることがあればぜひ今後ともよろしくお願ひします。

畠野とまと：最近はどうかわからぬけど、以前私が話を聞いたときにはソープの寮があるところは割とシングルマザーのお姉さんが寮とかに多く入つてて、大抵理由は結局住民票を移すと元旦那にばれるのがまずいつて。それが圧倒的に多くて、だから住民票移せないし、そういうこともあつてなかなか公的機関へのヘルプも出せない。なにかそういう話はすごく聞いたけど今は。

水嶋かおりん：宙ぶらりんの方いらっしゃるので、中間の人太変だな問題もすごくあります。ありがとうございます。

石川菜摘：ありがとうございます。

水嶋かおりん：本日は皆さんお集まりいただきありがとうございます。最後に淳子さん今日一緒に対談していただきたんですけど、今後ハピママのほうとか理事させていただきながら何か思いがあればこちらで最後お話していただいて閉められたらと思います。

竹田淳子：セックスクワーカー、ナイトワーカーさんつてみんな努力家だと思います。ありがとうございます。その努力が笑顔っていうかたちになればいいなと思って、その笑顔のお手伝いを頑張つてさせていただくので皆さんよろしくお願いします。

水嶋かおりん：ありがとうございます。

水嶋かおりん：元シンママとしてやつてきて、やつぱり参考事例というか、こういう生き方ってきた人が今こうなつてゐるよみたいなのが見えてるつてすごく大事だなと思っていたのです。

中山美里：お久しぶりです。普通にお話したいなぐらいな感じで参加したんですけど。

水嶋かおりん：すみません、突然参加していただいて。子育ての先輩としても、シンママの先輩としても。今はシンママではないですかね。

中山美里：そうなんですよね。

水嶋かおりん：なるほど。年々シンママが利用しやすい手当など、そういう子育てについてはいい環境になつてきてるなつて思うんで。ただ情報つて年々変わるじゃないですか。その情報をプラットシユアップしていくかなぎやいけないつていうのが結構大変よねつて思つてしまふ、最近のお母さんは。

水嶋かおりん：確かに。

中山美里：私ののときとかでしょ。そのときと今は全然違うからね。お金とか利用できるなんちやらとかも、そういうのみんなで勉強できるとか、情報をやり取りできるみたいな仕組みがあつたらいいなとは思いますね。難しいじやないですか。自分で情報取りに行かないとゲットできないから、意地悪じやないですか。行政。積極的に広報しないから。もっとわかりやすくアピールしてよつて思つんだけど。

水嶋かおりん：お手当て一式を説明書をもらうんですけど、文章が難易度が高くて。

中山美里：ちゃんとわかりやすく教えるつもりないつしょつていうね。そういう感じよね。

水嶋かおりん：音声とかビジュアルで訴えていただけるともう少し伝わるかなつて思いますが。ありがとうございます。中山さんあれなんですよね。ライターさんで金融系の記事とかも最近はすごく盛んに書かれていたりとかするので、多分今後自分の言葉で子どもの教育費とか、あとは自分の老後の部分とか、資産形成だつたりとか情報結構出されてるので、すごい参考になつていて。

早稲田：そうですね。例えば法律としてこれはこうだからっていう明るかに誰が聞いてもおかしいような内容とかあつたりするとは思うんですけど、法的にはこう対処したらしいよとか、そういう問題であつても本人としてはわかってるんですね。正論としてこうしたほうがいいってわかつていても、できない事情があつたりですか、周りの環境の変化を恐れられてる方が多いつていうのも根深い問題の1つですよ。

石川菜摘：なるほど。その中で早稲田さんが今目指していることってありますか。こういうふうな行政書士になっていきたいですか。

早稲田：そういつた具体的な目標みたいなものっていうのは特にこれと言つてないんですけど、目の前の困っている方にスポットライトを当てて1つ1つ問題を解決というか、お悩みを聞いていくっていうのが自分にできることだと思つてるので、それを続けていつたらある程度、数年後とか振り返つたときにかたちになつているんじゃないかなっていうのは思つてますね。

石川菜摘：なるほど。ありがとうございます。それでは月夜さんいかがでしょうか。行政書士補助者の立場として。

月夜さん：そうですね。私の場合はかなりのラッキーな部分が幾重にも重なつて補助者になつたんですね。ちょっと話が長くなつて申し訳ないんですけど、うちのボスが元々私が働いてたところにお客様として来店して、行政書士っていうのは言わなかつたんですけど、とにかく仕事が忙しくて疲れるんだって。そういうお悩みをお客様とキャストというかたちで相談、愚痴を聞くような感じから、そんなに忙しいんだつたら私手伝おうか？っていうことが具体化して今補助者でいるつてことです。

石川菜摘：なるほど。

月夜さん：ただ、行政書士補助者になると、ものすごいメリットがあるといふ点があるとするなら、ものすごい社会の出来事とか密接にかかわるんですね。どうしてもナイトワークしてると社会情勢と隣り合わせにならぬようなかたちになるかな、どうしても、社会との付き合い方が希薄とは言わないんですけど、自分から積極的に参加しないと独特の世界観がありますので、ナイトワークつて。だからそういう意味では私は今の行政書士補助者という仕事に対してありがたいなとは思います。この立場の立ち位置が。

石川菜摘：なるほどです

月夜さん：私も早稲田さんと一緒に弱者救済ではないんですけど、誰かの知恵になつたり誰かに知識を分けたり、そういうことをしたいなとは思います。

石川菜摘：まこちさんにお伺いしたいんですけど、まこちさんは今行政書士試験に向けて、私はまだ一緒に勉強していくつていう立場でいらっしゃいますけど、なぜ行政書士を目指されたとかございますか。

ウルトラまこちマン：私も月夜さんと一緒にラッキーというか、巡りあわせみたいな感じで行政書士事務所の補助者をやらせてもらつて、まだ具体的なお仕事はちょっと難しいんですけど、やっぱりこの業界入つて3年ですかね、もうすぐ。やっぱキャスト側、女の子側として悩みがある人を支えたいというか、キャスト側だからこそ役に立てることがあるんじやないかなと思つて、行政書士目指そうかなつて思いました。以上です。

佐藤真：行政書士として自分が扱うのが、基本的に風俗営業の許可申請とか、警察署に対する手続きがメインだつたりするんですけど、その上で警察の担当者レベルでこの書類必要とか必要な相談とかもやっぱりありますし、そういう意味では社会全体の問題だなとは思つたりするんですけどね。それに対しても僕が働いてたときも当時そうですが、やっぱ集客ありきっていうところがあつたりで、多少これが違法だよねつてわかつてもどうにかしたいっていうのが実情なんですよ。そこに關してそれを法律だつたりとか条令だつたりとかで禁止するっていうところも確かに理由はあると思うんですけど、そこのバランス感覚だつたりとかつていうのはやっぱり重要なだなと思っております。

石川菜摘：ありがとうございます。まこちさんみたいなキャストさんが行政書士になられたたら

月夜さん：月夜です。2019年10月から福岡市内にあります国際行政書士事務所のほうに入りました、そちらでずっとアルバイトをしております。現在はその事務所の補助者として、行政書士補助者として働きながら人妻デリをキャストとしてやっております。

石川菜摘：よろしくお願ひします。まこちさんよろしくお願ひします。

ウルトラまこちマン：博多のデリヘルでキャストとして働いてるまことです。中洲でソープランドの店長を5年ほど勤めておりまして、退職後約1年して行政書士試験の勉強を始めまして、資格を得て今行政書士として開業して3年目になります。よろしくお願ひします。

石川菜摘：よろしくお願ひします。まこちさんよろしくお願ひします。

ウルトラまこちマン：なんか流れで、元々まこちマンだったんですけどゴロが悪いなと思ってつけたら変な名前になつてしましました（笑）。

石川菜摘：ありがとうございます。月夜さんお願いします。

石川菜摘：よろしくお願ひします。まこちさんなんですか。

元ソープの責任者から行政書士に。
ナイト産業を守ろうの会
早稲田研汰さん
行政書士
「行政書士の仕事内容についても、知ることさえ出来れば充分現実的な転職の選択肢に入るでしょうし、法律の存在を意識するようになるだけでも、いつか自分の身を守るきっかけになるかもしれません」



ナイト産業を守ろうの会
早稲田研汰さん
行政書士

「行政書士の仕事内容についても、知ることさえ出来れば充分現実的な転職の選択肢に入るでしょうし、法律の存在を意識するようになるだけでも、いつか自分の身を守るきっかけになるかもしれません」



special ゲスト♡
ウルトラまこちマン
行政書士補助者
ナイト産業を守ろうの会

ナイト産業を守ろうの会
月夜さん
行政書士補助者

「22歳～性風俗産業に携わり、今年で20年になります
セカンドキャリアで不安になる気持ち
私の経験や体験がお役に立てるようであれば幸いです」

対談 ナイト産業を守ろうの会 & ハピママ

「あなたはなぜ行政書士に？」

at twitter スペース 2022年11月14日（月）より文字お越し

夜職から行政書士になった方をゲストにお呼びしました

YOUTUBE 音声
音声でも聞けるよ♪



生活にお困りの時の サポート案内

連載第1回

YOUTUBE 音声
音声でも聞けるよ♪



石川菜摘：ありがとうございます。佐藤さんいかがでしょうか。

佐藤真：とりあえず今回受講していただく方たちについては早稲田さんと僕の気持ちとしては全員合格をしたいと思ってますし、その後、合格した後行政書士になる、ならないは一つの選択肢として気持ちの余裕として使っていただけたらすごい嬉しいなと思っております。今早稲田さんと一緒にいますので、早稲田さんから最後に一言言ってもらいます。

早稲田研汰：最後一言つていうことなんですが、試験、受験勉強を受講される方たちに對してなんですが、継続つていうのが何よりも大事になりますので、なのでそういうモチベーションとかだつたりが低下することってどうしてもあると思うんです。ですがそこをみんなで乗り越えつつ、継続は力なりつて使い古された言葉ではありますけども、本当にその通りだと思うので、みんなで頑張っていきましょうということで締めさせていただければと思います。

石川菜摘：ありがとうございます。私自身も来年の合格を目指して勉強しますので、ぜひ皆さん一緒に頑張りましょう。よろしくお願いします。



経験を強みに。

2023年(令和5年) 11月合格目標

ハピママメーカープロジェクト

行政書士試験対策

受講費：無料

2023年1月開始

必要なのは本気のやる気！！！

対象：キャバクラ、風俗等の夜職にお勤めの方

ただし指定テキスト代（市販）、試験受験料、LINEでのネット通信費などの実費は自己負担となります

※経済状況により、テキスト代等のご負担が厳しい方も、まずはハピママにお気軽にご相談ください

試験対策の申し込み、ご相談は下記ハピママ公式LINE@まで

LINE ID @265hougu

協賛：ナイト産業を守ろうの会

＜生活保護受給の条件とは＞

「生活が苦しい」、収入が生活保護基準額よりも少ないと思う場合は、福祉事務所にご相談ください。また、国民年金など他の給付を受けていても、資産を活用しても、生活保護基準額に満たない場合や働く場がない、働けない場合も福祉事務所に相談しましょう。続きは、次回にご案内します。

夜職フレンドリー団体

下記趣旨に賛同する団体

風俗やキャバクラ、スナックなどの、"夜業界"には、様々な問題が横たわっている。しかし社会と今を生きる人々にとって必要な業界である。働く人たちも多様である。支援者側に求められる姿勢は、夜業界の全否定ではなく、多様な人たちが安全に働き、辞めたい時に辞められる環境を整えること。改善すること。

そして「夜業界に属しているから、遭っても仕方ない被害」はないこと 支援者側の価値観の、一方的な強制・押し付けではなく、相手を個として尊重し、選択肢を増やすことが大切なことである。

生きづらさ・しんどさには、様々なしんどさがあり、単純に仕事を辞める、辞めたいではない。個々のしんどさ、痛みに目を向けることが大切である。

SAHS性依存ヘルプサポート

活動内容:性依存やセックス依存症など、性の問題に関する情報発信・性依存スクリーニングテストの運営・回復支援・ミーティングの開催などを行っています。 <https://sexualaddiction-help.com> 問い合わせ先 bqbq0c0@gmail.com 代表 土田彩佳

関東シングルコミュニティ PUPA(ピューパ)（ひとり親当事者団体）ひとり親世帯の交流コミュニティ 野外活動から子供の自主性や協調性、社会性を育てる活動をしています 発足から9年目、メンバー1400名 ひとり親なら誰でも加入可能です 問合せ： 関東シングルコミュニティ PUPA info@pupa.website

SWASH(スウォッシュ)

性風俗で働く人々の健康と安全のために活動する、当事者とサポーターのグループです。 <https://swashweb.net> また、性風俗で働く人向けの情報サイト「赤い傘」も運営しています。 <https://akaikasa.net> 問い合わせ先 mail.swash@gmail.com 08034391756

越谷市在住で児童扶養手当を受給している方を対象に無料で食品を配布する活動を行っています。お子さんの学習や進路に関することなど、さまざまご相談も受け付けております。ご相談については越谷市外在住でも可能です。

越谷子育て応援フードパントリーおおさわ
e-mail: <http://osawa.food.pantry@gmail.com>

ウィメンズクリニックかみむら 院長 上村茂仁
<http://wck-ok.sakura.ne.jp/wpwp/>
安心してご相談ください

siente

AVや性表現、セックスワークに関わる人たちが職業差別や偏見により生きづらい世の中を変えていくための活動をしています。

sienteのYouTubeチャンネルやWEBメディア「siente journal」にて、記事や動画の配信を行っています。

<問い合わせ先>

<https://siente.tokyo>
siente.jp@gmail.com

ご寄付・ご支援のお願い



ハピママメーカープロジェクトでは、夜業界で働く方たちと、その子どもたちが公的支援から排除されないよう、日々活動しております。

私たちの団体は夜業界も、仕事として捉え、必ずしも「仕事を辞めさせること」が一人一人にとっての正解だと考えてはおりません。

そのため、中々社会から理解を得にくい活動です。

ご支援をいただける方が一人でもいらっしゃいましたら、大変ありがとうございます。

～活動費使用用途～

- ・食材調達、配達時のガソリン代、レンタカー代
- ・支援物資（食材、日用品）の購入
- ・行政等への同行支援時のスタッフ交通費、謝金
- ・活動開催場所のレンタル代や倉庫賃料
- ・イベント時（クリスマス、お正月など）の際の備品代
- ・フリーペーパー発行費などに使用させていただきます。

また、ご寄付いただきました際は、是非メッセージと写真などを下記メールアドレスまでお送りいただけますとホームページ上にて掲載させていただきます。

りそな銀行
荻窪支店(店番153)
普通口座
口座番号 1649174
口座名義 ハピママメーカープロジェクト

メールアドレス
support@expressyourself.jp
担当 石川菜摘

